

くらしと文化部平和・人権課

## 見える絆が、見えない困難を救うから 2月1日から、多摩市パートナーシップ制度を開始します

### 1 パートナーシップ制度について

パートナーシップ制度とは、戸籍上同性であることなどを理由として婚姻ができない2人に対し、自治体がお互いの合意のもとにパートナーシップ関係にあることを承認し、証明書等を発行する制度のことです。法的な拘束力はありませんが、制度の趣旨を広く理解していただくことで、婚姻関係と同等のサービスを受けられるようになるなどの一定の効力が期待できます。

令和3年12月10日時点において、全国で139自治体がパートナーシップ制度を導入しており、東京都では23区中8区、26市では4市がすでに導入しています。

この度、多摩市も制度を開始するにあたり、ぜひ周知にご協力をお願いいたします。



多摩市独自のレインボー  
デザイン

### 2 制度導入の経緯

本市は、平成26年1月に制定した「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」において、他市に先駆けて「性的指向」、「性自認」の用語を定義し、これらに係る差別を禁止する条文を盛り込みました。

今回、令和2年度に策定し、今年度スタートした「第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画（令和3年～令和12年）」において、新たに「(仮称) パートナーシップ制度」の導入を盛り込んだことから、今年度導入にむけて検討を重ね、制度の導入に至りました。

### 3 制度の対象者

制度を利用できるのは、一方または双方が多様な性的指向または性自認をもつ2人です。同居している必要はなく、どちらか一方または双方が多摩市内に住所を有する、または3カ月以内に市内に転入する予定であることが必要となります。

### 4 今後の予定

令和4年度以降の市営住宅入居者募集において、入居要件に制度の利用者を含めるために「多摩市営住宅条例」の改正を予定しています。

<参考>対象者や利用方法など、制度の詳細に関しては、公式ホームページ  
(右の二次元コードまたは  
<https://www.city.tama.lg.jp/0000014487.html>) をご参照ください。



問い合わせ

くらしと文化部平和・人権課

電話：042（355）2110